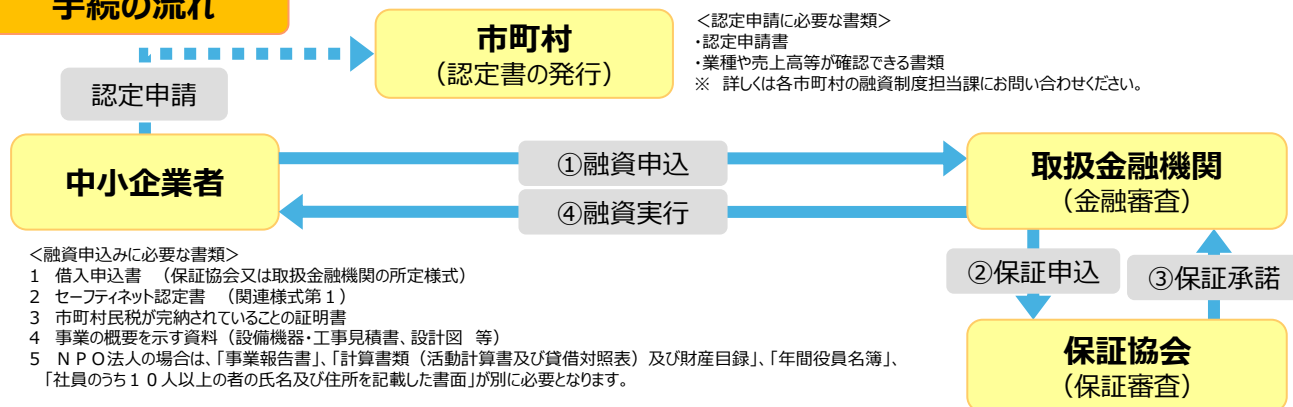


宮崎県中小企業融資制度の御案内

セーフティネット・危機関連貸付（1号：連鎖倒産防止）

融資対象者	セーフティネット保証制度1号（連鎖倒産防止）認定者であり、県内における同一事業歴が6か月以上あること		
	【セーフティネット1号認定要件】 民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者のうち国が指定するもの（指定事業者）に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者等で、次の①、②のいずれかの要件に該当するもの。 ① 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有すること ② 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度が20%以上であること。		
融資限度額	設備資金：5,000万円 （組合は8,000万円） 運転資金：3,000万円 （組合は8,000万円）	融 資 期 間	設備資金：10年以内 （うち据置18月以内） 運転資金：7年以内 （うち据置12月以内）
融 資 利 率	年1.10%～1.60%	保 証 料 率	年0.35%
必 要 書 類	セーフティネット保証1号認定書		

手続の流れ



取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、延岡信用金庫、熊本県信用組合、宮崎県南部信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行

市町村の認定窓口

宮崎市	産業政策課	0985-21-1792	都城市	商工政策課	0986-23-2983	延岡市	産業政策課	0982-34-7841
日南市	商工政策課	0987-31-1169	小林市	商工観光課	0984-23-1174	日向市	商工港湾課	0982-66-1025
串間市	商工観光スポーツランド推進課	0987-72-1111	西都市	商工観光課	0983-32-1011	えびの市	観光商工課	0984-35-3728
三股町	企画商工課	0986-52-9084	高原町	産業創生課	0984-42-2128	国富町	総合戦略課	0985-75-3126
綾町	総合政策課	0985-77-3464	高鍋町	地域政策課	0983-26-2015	新富町	産業振興課	0983-33-6029
西米良村	むら創生課	0983-36-1111	木城町	地域政策課	0983-32-4727	川南町	産業推進課	0983-27-8011
都農町	産業振興課	0983-25-5721	門川町	地域振興課	0982-63-1140	諸塚村	企画創生課	0982-65-1116
椎葉村	地域振興課	0982-67-3203	美郷町	企画情報課	0982-66-3603	高千穂町	企画観光課	0982-73-1212
日之影町	地域振興課	0982-87-3801	五ヶ瀬町	企画課	0982-82-1717			